

事務連絡
令和3年11月5日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

水際対策強化に係る新たな措置（19）の実施に当たっての留意点について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止施策の実施にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、本年1月20日より、入国者健康確認センター（本年3月18日に「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」から改称。以下「センター」という。）を立ち上げ、保健所における業務軽減のため、国において、入国後14日間、全ての国・地域からの入国者等の健康フォローアップ及び自宅等待機の確認を行っているところです。

今般、水際対策に係る新たな措置（19）に基づき、受入責任者（入国者を雇用する又は事業・興行のために招聘する企業・団体等をいう。以下同じ。）が業所管省庁（当該企業・団体等を所管する省庁をいう。以下同じ。）から事前に審査を受け、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に、入国・帰国後14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置及び外国人の新規入国制限の緩和措置（短期ビジネス・長期滞在（留学・技能実習））（以下「本措置」という。）を実施することとなりました。本措置は、11月8日から申請の受付が開始されます。

本措置の実施に当たって、内閣官房副長官補室、法務省、外務省及び厚生労働省により「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領」（以下「要領」という。）を定め（※）、入国者、受入責任者及び業所管省庁が実施すべき事項を整理しています。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

つきましては、要領中において保健所の対応が必要となる事項としてご留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、実施に遺漏なきようご対応をお願いします（既に各省庁の責任において受入れを実施している「特段の事情」による入国の場合も保健所における対応は同様となります。）。

なお、本措置の実施により、今後、留学生及び技能実習生の新規受入れが可能となりますので、必要に応じて本事務連絡を教育関係部局及び労働関係部局に共有をお願いいたします。

記

【入国者が陽性、濃厚接触者等となった場合の事前調整について】

(1) 受入責任者が本措置により入国者を受け入れるに当たっては、待機施設又は自宅（以下「待機施設等」という。）を管轄する保健所や医療機関に対して、入国者が陽性、濃厚接触者等となった際の対応について、事前に保健所や医療機関との調整を実施するようお願いしています。

については、受入責任者からこれらの調整のための連絡がきた場合には、個別に相談対応の上、具体的な対応の指示等をお願いいたします。なお、入国者が、陽性、濃厚接触者等となった場合の保健所の対応については、「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について」（令和3年7月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）をご参照ください。

【濃厚接触者の対応について】

(2) 受入責任者に対して、

- ・ 入国者が機内濃厚接触候補者に特定された場合は、待機施設等での待機を行い、待機施設等の管轄保健所に連絡して当該入国者が濃厚接触者となるか相談し、その指示に従うこと、
- ・ 保健所から、当該入国者が濃厚接触者ではない旨の連絡があるまで、待機期間の短縮や特定行動はできないこと、
- ・ 入国者が濃厚接触者に特定された場合は、保健所の指示に従い、必要な期間、待機施設等の確保等を行うことを求めています。

については、保健所において、受入責任者から入国者の中に機内濃厚接触候補者がいる旨の連絡があった場合には、当該入国者等に積極的疫学調査を行った上で、濃厚接触者かどうかの特定をお願いします。その上で「濃厚接触者でな

い」と判断した場合には、必ず以下の連絡先までご連絡をお願いします。この連絡がない場合、センターは当該入国者の待機緩和を行うための手続等を実施することが不可能となりますので、ご注意ください。なお、濃厚接触者かつ陽性者であった場合にもセンター宛にご連絡をお願いします。詳しくは、「帰国者への健康観察フォローアップ対応についてよくある質問」（令和3年10月6日再掲）をご参照ください。

（参考1）センター宛での連絡について

- 連絡先：
- 連絡件名：
- 連絡方法：

（参考2）濃厚接触の可能性のある者の情報について

入国時における検疫での検査において、入国者のうち陽性となった者が判明し、その者が航空機搭乗時に感染性を有していた場合、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部において、航空会社から搭乗者リストを入手し、当該陽性者と濃厚接触している可能性のある者を確認しています。

同本部は、本措置の実施に際しては、濃厚接触の可能性のある者の情報を受入責任者に対してメールにより連絡しています（「特段の事情」の場合も同様です）。

【有症状者の対応について】

（3）本措置の実施に際して、センターは、入国者に対して入国者健康居所確認アプリ（MySOS）を用いて、日々の健康状態等を報告頂くこととしています。日々の報告の中で、入国者から37.5℃以上の熱がある等有症状である旨の報告があった場合には、センターは待機施設等を管轄する保健所に連絡をいたします。有症状である場合には、本措置による待機緩和の対象とならず、また、センターから健康観察を引き継いだ場合には、待機期間の終了日まで保健所が健康観察を実施するようお願いいたします。

以上